第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久

---

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

**政令第百二十九号**

## 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

**第一条**　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（公務障害年金算定基礎額の特例）

**第十五条の二の二**　公務障害年金（法第八十三条第三項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額（法第八十四条第一項に規定する公務障害年金算定基礎額をいう。次項において同じ。）を同条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。次項、第四十六条及び第四十八条第三項において同じ。）を法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第一項に規定する障害認定日」とする。

2　公務障害年金（法第八十三条第四項の規定により支給するものに限る。）の額に係る公務障害年金算定基礎額を法第八十四条第二項の規定により計算する場合において、給付算定基礎額を法第七十五条の規定により計算するときは、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「障害認定日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十三条第四項に規定する基準公務傷病に係る障害認定日」とする。

第十八条第三項中「規定する退職をした日」の下に「の前日」を加える。

第十八条の二第一項中「死亡した日」の下に「の前日」を加える。

第四十六条中「（法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十八条第三項において同じ。）」を削る。

（厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令（平成九年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「存続組合に」を「存続組合又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金に」に改め、「第十六条の規定による改正後の」及び「第三号」を削り、「同号中「国家公務員共済組合及び同連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合及び」を「「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「」に、「並びに」を「、同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金、」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

**第三条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の五」を「第十七条の六」に改める。

第十二条第一項の表平成二十四年一元化法改正前国共済法の項中

| | |
|---|---|
| 「第七十四条第二項 | 私立学校教 |
| 第七十四条の五 | 組合員若し<br>員であつた |
| 第七十二条の二 | 平均標準報<br>組合員期間 |
| | 標準報酬の<br>準期末手当<br>の総額を、<br>員期間の月<br>て得た額 |